

第2章 わが国の種豚登録事業（（社）日本種豚登録協会）

1. 日本種豚登録協会の設立と組織・機構

日本における種豚登録事業の初期段階の状況については、「戦前における豚の改良増殖事業」（第2編第1章6）において記述したとおり、全国的な種豚登録事業は昭和17年（1942年）11月1日、旧帝国畜産会（会頭 河野一郎）によって開始された。戦後における発達の経過は次のとおりである。

昭和23年（1948年）7月12日「種畜法」が制定されたことに伴い、生産者団体として独立した登録団体の設立が要望され、同年10月4日全国養豚関係者が集合して設立総会が開催され、日本種豚登録協会 Pig Breeders' Association of Japan（初代会長 田口教一）が設立された。同時に種豚登録関係諸規程を制定して、登録事業を開始すると同時に、各都道府県に支部を設置して、わが国における種豚登録事業が発足した。

登録協会の組織・機構は、設立以来、事業量の拡大や諸般の情勢に伴い若干の改正と職員数に多少の変動はあったが、平成12年（2000年）12月現在の常勤役職員数は会長、常任理事のほか事務局職員8名で、効率的に運営されている。

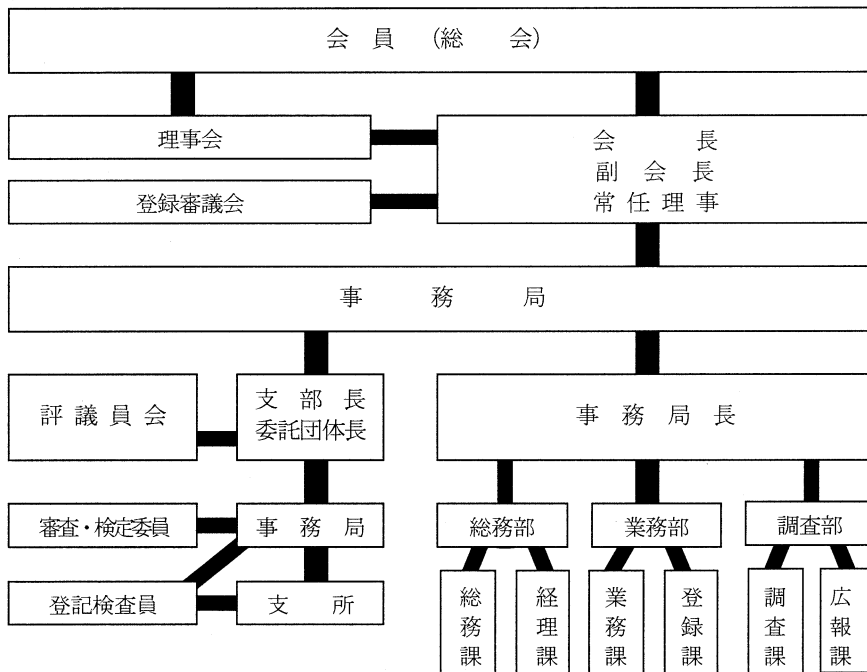


図 3.3 （社）日本種豚登録協会の組織・機構

2. 種豚登録協会の歩み

昭和23年10月4日設立以来の日本種豚登録協会の歩みを主な内容について摘録すると表3.1のようである。

なお、「(社)日本種豚登録協会関係事業50年の歩み」の年次的経過については、青山静応氏(前日本種豚登録協会常任理事、現顧問)が「日本の養豚」誌に詳細に記述されているので(第48巻第8号(平成10年8月)～第50巻第5号(平成12年5月))ご参照願うこととし、ここでは、種豚登録に関連する技術的諸事項および協会の歴史上不可欠な諸事項について、記録を残しておきたいと思う。

3. 設立以来の役職員と事務所の移轉

昭和23年(1948年)10月4日、日本種豚登録協会が設立されて以来の会長、副会長、常任理事および事務局長は次のとおりである。(敬称略)

(社)日本種豚登録協会設立以来の役職員(敬称略)

会 長	副 会 長	常 任 理 事	事 務 局 長
田 口 教 一 (昭23.10.4～39.2.29)	堀 越 英 次 (昭23.10.4～30.2.22)	磯 田 茂 義 ほか4名 (昭23.10.4～24.3.25)	福 田 紀 重 (昭23.10.4～36.4.25)
	北 本 弥三郎 (昭23.10.4～42.2.23)	富 川 誠 一 ほか6名 (昭24.3.25改選)	
	内 野 晋 (昭30.2.22～36.4.26)	内 野 晋 ほか6名 (昭27.4.23改選)	
三 宅 三 郎 (昭39.2.29～51.2.17)	大 石 八 治 (昭36.4.26～51.7.20)	大 石 八 治 ほか6名 (昭30.2.22改選)	
黒 岩 裕 (昭51.2.17～54.9.7)	関 口 秀 雄 (昭42.2.23～51.2.17)	関 口 秀 雄 ほか6名 (昭33.2.28改選)	
島 村 速 雄 (昭54.9.7～55.2.14) (会長代行)	島 村 速 雄 (昭51.2.17～57.2.17)	福 田 紀 重 (昭36.4.25～48.2.15)	牧 田 専 治 (昭36.4.25～48.2.15)
	大 石 千 八 (昭52.2.17～平9.2.17)	牧 田 専 治 (昭48.2.15～58.2.15)	小 春 英 世 (昭48.2.15～58.2.15)
堀 力 (昭55.2.14～現在)	笠 原 秋 雄 (昭57.2.17～平1.8.31)	小 春 英 世 (昭58.2.15～63.2.17)	青 山 静 応 (昭58.2.15～平7.4.1)
	笹 崎 龍 雄 (平2.2.15～11.5.26)	青 山 静 応 (昭63.2.17～平10.6.23)	倉 林 勲 (平7.4.1～12.3.31)
	岡 本 辰 巳 (平9.2.17～現在)	尾 形 眞 二 (平10.6.23～現在)	川 口 昭 平 (平12.4.1～現在)
	吉 田 小 夜 子 (平11.5.26～12.5.30)		
	福 地 蔡 賢 (平12.5.30～現在)		

第3編 種豚登録事業

表3.1 日本種豚登録協会の歩み

年 次	主 な 内 容
昭和23.10.4(1948)	日本種豚登録協会設立(事務所,千代田区丸の内,帝農ビル)
昭和23.10.4	種豚登録関係諸規程制定
昭和24.11.4(1949)	種雌豚産子検定30日検定を前期(3週),後期(4週)に分ける。
昭和25.5.27(1950)	社団法人に改組
昭和25.8.25	事務所移転(中央区木挽町4-4,飼料会館)
昭和26.2.14(1951)	種雌豚登記規程制定
昭和26.4.10	機関誌「養豚便り」創刊
昭和27.3.25~28(1952)	第1回全日本豚共進会開催(静岡県三島市)
昭和28.1.1(1953)	種雌豚産子検定規程改正(種豚登録豚であれば受験できるよう改正)
28.10.25	肉豚審査標準制定
29.3.26~30(1954)	第2回全日本豚共進会開催(神奈川県平塚市)
29.3.31	種雌豚登記規程中基礎登記廃止
31.1.1(1956)	ヨークシャー,パークシャー種豚体格審査標準改正
32.3.22~26(1957)	第3回全日本豚共進会開催(千葉県成田市)
3.23	協会創立10周年記念行事実施
10.23	豚枝肉取引規格制定
34.4.1(1959)	登録委員規程制定,種豚血統及び能力証明規程制定
36.4.7~11(1961)	第4回全日本豚共進会開催(群馬県高崎市)
8.1	ランドレース種豚登録開始
10.1	種雌豚産子検定の後期検定廃止
37.11.1(1962)	事務所移転(千代田区神田旭町,森元ビル)
38.4.1(1963)	ランドレース種豚審査標準制定,種豚血統登記規程制定
10.1	産肉能力登録開始(後代検定C級以上を登録) 従来の高等登録ならびに名誉高等登録を繁殖能力登録ならびに高等繁殖雌豚(審査得点80点未満),名誉高等繁殖豚(審査得点80点以上)としたことなど
39.3.24(1964)	産肉能力検定委員会規程,産肉能力検定施設承認規程,登録審議会規程制定
4.1	ランドレース種豚産子検定開始
11.12~16	第5回全日本豚共進会開催(愛知県豊橋市)
11.13	協会創立15周年記念行事実施(全共会場)
40.9.15(1965)	優良種豚生産者育成事業開始
9.26	事務所移転(渋谷区代々木1-37-20,酪農会館内)
41.4.1(1966)	大ヨークシャー,ハンプシャー種豚登録開始
42.4.1(1967)	大ヨークシャー,ハンプシャー種豚審査標準制定
43.4.1(1968)	優良種豚生産者育成事業を指定種豚場認定事業に改正

第3編 種豚登録事業

年 次	主 な 内 容
昭和 4. 11～15	第6回全日本種豚共進会開催（埼玉県熊谷市）
4. 15	協会創立20周年記念事業実施（全共会場）
44. 3. 31（1969）	種雌豚登記規程廃止
4. 1	大ヨークシャー種豚産肉能力登録開始
45. 2. 1（1970）	（社）全国種豚協会設立（昭47. 9. 27（社）全国養豚協会に改組）。（社）日本種豚登録協会と同一事務所で業務開始
4. 1	ハンブシャー種豚産肉能力登録開始
10. 23～26	第6回全日本肉豚共進会開催（東京都立川市）
47. 3. 16～20（1972）	第7回全日本種豚共進会開催（茨城県那珂町）
4. 1	登録審査得点75点以上を合格とする
48. 10. 1（1973）	産肉能力直接検定合格豚の産肉登録開始
10. 1	デュロック種豚審査標準制定に伴い種豚登録開始
10. 4	登録業務等委託団体規程制定，優良，優秀種豚選奨規程制定
10. 4	協会創立25周年記念行事実施（千代田区，都市センター）
49. 4. 1（1974）	種雌豚産子検定の検定期間を2週間に改正
50. 4. 1（1975）	デュロック種豚産肉登録開始
51. 2. 1（1976）	登録委員規程に代表審査委員制度を追加
4. 1	種豚審査標準，肉豚審査標準改正
4. 1	沖縄県の種豚登録事業本土に復帰する
10. 23～26	第8回全日本豚共進会開催（静岡県御殿場市）
53. 1. 1（1978）	「養豚便り」を「日本の養豚」と改名
10. 4	協会創立30周年記念行事実施
54. 4. 1（1979）	豚系統認定規程を制定
4. 1	一代雑種雌豚血統証明規程を制定
55. 3. 31（1980）	優良，優秀種豚選奨規程を廃止
4. 1	名誉種豚選奨規程を制定
11. 10～14	第9回全日本豚共進会開催（千葉県成田市）
59. 4. 1（1984）	種雄豚の審査合格得点を78点に改正
10. 25～29	第10回全日本豚共進会開催（群馬県前橋市）
10. 29	協会創立35周年記念事業実施
61. 4. 1（1986）	豚系統に関する証明規程を制定
62. 4. 1（1987）	中国豚血統証明規程を制定
4. 1	衛生環境優秀指定種豚場認定実施要綱制定
63. 1. 28（1988）	第11回全日本豚共進会を昭和65年宮崎県において開催決定（平2. 6. 17, オーエスキー病により開催延期）

第3編 種豚登録事業

年次	主な内容
7. 7	家畜改良体制整備事業に参加，登録業務処理電算化による登記，登録証明書の発行開始
7. 8	協会創立40周年記念事業実施
平成元年 4. 1 (1989)	豚輸入精液証明書発給要領制定 受精卵移植による生産豚の登録取扱要領制定
2. 4. 1 (1990)	登録業務電算化に伴う業務処理要領制定
10. 26	豚改良に関する検討会，懇談会を開催し，今後の養豚，種豚改良の方向，種豚登録事業の今後の展開について協議（同2.11.26，2.12.19）
3. 1. 1 (1991)	豚産肉能力検定実施方法を廃止し，豚産肉能力検定規程を制定
10. 1	一代雑種雌豚血統証明規程を一代雑種血統証明規程とし，種雄豚も証明可能に改正
4. 6. 3 (1992)	豚改良増殖関連制度検討中央委員会（登録・検定）を開催し，登録，検定の実務検討開始
9. 1	豚産肉能力併用検定による産肉登録開始
5. 6. 15 (1993)	データベース構築に関する専門委員会開催
10. 1	登録委員規程を改正し，本会会員が検定委員，登記検査員の資格を取得し，検定，登記検査（自場）実施可能
6. 4. 1 (1994)	各品種の種豚審査標準とは別個に，種豚登録審査基準を作成，これに伴う関連規程改正
4. 1	衛生環境優秀指定種豚場認定実施要領を廃止し，衛生管理優秀種豚場認定規程制度施行
4. 1	豚産肉能力現場直接検定による産肉登録開始
4. 1	予備登録規程制定（9.3.31廃止）
8. 4. 1 (1996)	海外合成豚に関する証明取扱い内規制定
9. 4. 1 (1997)	豚系統認定規程を改正（本会が認める品種または交雑種を追加）
4. 1	国内合成豚血統証明取扱い内規制定
10. 6. 24 (1998)	協会創立50周年記念行事実施

（資料）：（社）日本種豚登録協会発行「種豚登録事業50年のあゆみ」から抜粋
（平成10.6.24）

歴代の役職員各位は，会長を中心として幾多の困難を乗り越え，わが国の種豚登録および関連事業の発展に尽力された。

なお，登録協会の事務所は設立時（昭和23年10月）には東京都千代田区丸の内，帝農ビルにあったが，その後昭和25年8月には中央区木挽町4-4，飼料会館に，同37年11月には千代田区神田旭町，森元ビルに，同40年9月からは渋谷区代々木1-37-20，酪農会館内に移転して現在に至っている（表3.1参照）。

4. 登録関連事業の内容（現行）

現在(社)日本種豚登録協会（以下本会と略）が行なっている登録関連の事業は登録，登記，検定成績証明，血統証明などで，その概要は以下のようである。

1) 登録及び子豚登記の品種

本会が登録及び子豚登記を行なっている豚の品種は次の6品種である。

1. ヨークシャー
2. バークシャー
3. ランドレース
4. 大ヨークシャー
5. ハンプシャー
6. デュロック

因みに，本会が種豚登録及び子豚登記を開始した当初（昭和23年10月）はヨークシャー（中ヨークシャー）とバークシャーの2品種のみであったが，昭和35年（1960年）以降ランドレースをはじめ多数の大型種豚が輸入され，定着したことに伴い，ランドレースは昭和36年8月1日から，大ヨークシャーおよびハンプシャーは昭和41年4月1日から，デュロックは昭和48年10月1日から登録及び登記が行われるようになった。

2) 登録の種類とその条件

登録は種豚登録，繁殖登録，産肉登録の3種である。

(1) 種豚登録：符号は「種」

種豚登録は，次の各号に該当するものについてこれを行う。

- ① 子豚登記豚又は本会の適当と認める外国登録団体（別記）において血統登録をしたもの
- ② 生後6カ月以上で，別に定める種豚登録審査基準により本会の審査委員の審査を受け，その評価において，Dがないもの又はCが3つ以上ないもの

(註)：上記②の体格審査については，平成6年の規程改正以前は，「生後8カ月以上で別に定める種豚体格審査標準により，本会の審査委員の審査を受け，その得点が雌豚については75点以上のもの，雄豚については78点以上のもの」と定められていた。（種豚体格審査標準と種豚登録審査基準との関係及び変更の理由，内容の相違点等については「第6編」で記載）

(社)日本種豚登録協会が適当と認める外国登録団体（平成9年4月現在）

1. National Pig Breeders' Association（英国種豚生産者協会）
1. The British Landrace Pig Society（英国ランドレース種豚生産者協会）

1. The Swedish Pig Breeders' Association (スウェーデン種豚生産者協会)
1. Central Pig Breeders' Association in the Netherlands (オランダ中央種豚生産者協会)
1. The Australian Pig Society (オーストラリア種豚生産者協会)
1. Canadian National Livestock Records (カナダ家畜登録協会)
1. American Landrace Association Inc. (アメリカ ランドレース種豚協会)
1. Prezydum Wojewodzkiej Rady, Narodowej Wydział Rolnictwa i Lesnictwa oddział Produkcji Zwierzecej (ポーランド国家地方協議会農林畜産委員会)
1. American Yorkshire Club Inc. (アメリカ ヨークシャー種豚組合)
1. Hampshire Swine Registry (アメリカ ハンプシャー種豚登録協会)
1. American Berkshire Association (アメリカ バークシャー協会)
1. United Duroc Swine Registry (アメリカ デュロック種豚登録協会)
1. National Committee for Pig Breeding (デンマーク種豚生産者協会)
1. Arbeitsgemeinschaft Deutscher Schweinezüchter E.V. (ドイツ種豚登録協会)
1. Korea Animal Improvement Association (韓国家畜改良協会)

登録開始時から現在(平成11年度)までの年度別、品種別種豚登録頭数は表3.2のようである。

すなわち、わが国における種豚登録頭数は登録協会設立時(昭和23年度)には年間2,854頭であったが、その後着実に増加し、中型種(ヨークシャーおよびバークシャー)の登録最盛期であった昭和37年度(1962年)には最多記録の68,250頭に達した。また、同年度のヨークシャー種豚の登録頭数56,385頭およびバークシャー種豚の登録頭数10,121頭は両品種登録数の最多記録であって、この頭数は原産国の英国および諸外国を通じても恐らく最高の年間登録頭数であったと思われる。

しかし、この両品種は大型種の輸入増加に伴い減少の一途を辿り、ヨークシャーは昭和48年度以降年間100頭以下、50年度以降は年間50頭以下に激減し、昔日の面影はなくなった。バークシャーはヨークシャーほどではないにしても昭和49年度以降1,000頭以下となっている。

他方、ランドレースの種豚登録頭数は昭和46~47年度には年間35,000頭台に達し、同年登録総頭数の約70~77%を占めた。大ヨークシャーの種豚登録頭数は昭和52~60年度頃が多く、年間ほぼ5,000~6,000頭、ハンプシャーの登録頭数も昭和48~54年度頃には年間5,500~8,800頭に達した。デュロックは輸入がやや遅れた関係もあるが、登録頭数は昭和54~61年度の5,400~7,700頭が最多数となっている。

ここで、種豚登録開始以来の年度別登録総頭数の変遷について回顧してみると、登録開始後

第3編 種豚登録事業

表 3.2 年度別、品種別種豚登録頭数

年度	総頭数	ヨークシャー	パークシャー				
23	2,854	2,538	316				
24	8,721	7,944	777				
25	7,984	7,228	756				
26	9,032	8,078	954				
27	20,991	18,532	2,460				
28	14,831	12,512	2,319				
29	15,508	12,958	2,550				
30	16,633	13,382	3,251				
31	15,436	12,541	2,895				
32	30,908	24,484	6,424				
33	35,963	30,622	5,341				
34	24,763	21,639	3,124				
35	28,790	24,938	3,852	ランドレース			
36	48,634	39,101	9,227	306			
37	<u>68,250</u>	<u>56,385</u>	<u>10,121</u>	1,744			
38	32,121	23,428	3,319	5,374			
39	34,097	18,442	3,033	12,622			
40	59,758	31,110	7,716	20,932	大ヨークシャー	ハンプシャー	
41	51,576	23,696	6,904	17,904	2,629	443	
42	28,826	7,625	3,064	13,151	4,192	794	
43	23,087	4,212	1,459	11,993	4,247	1,176	
44	34,448	5,287	1,708	21,289	4,490	1,724	
45	37,790	2,953	1,805	26,148	3,422	3,462	
46	45,334	793	1,514	<u>35,016</u>	2,455	5,556	
47	46,404	241	1,206	<u>35,458</u>	1,696	3,157	デュロック
48	43,314	86	1,127	30,350	2,518	<u>8,848</u>	385
49	37,175	61	650	19,493	4,215	<u>8,437</u>	4,319
50	28,174	11	280	13,702	4,093	5,512	4,576
51	32,780	22	524	18,096	4,505	5,795	3,838
52	42,833	21	584	26,184	5,694	7,289	3,061
53	46,696	14	843	27,927	<u>6,148</u>	7,774	3,990
54	39,732	6	544	20,152	<u>6,019</u>	7,015	5,996
55	33,390	30	898	16,462	4,552	4,670	6,778
56	33,493	18	953	16,672	5,147	2,992	<u>7,711</u>
57	28,484	13	648	14,139	4,712	2,132	6,840
58	29,680	45	574	14,408	5,759	1,834	<u>7,060</u>
59	25,252	25	364	12,652	5,378	1,162	5,671
60	26,097	19	313	13,071	5,469	925	6,300
61	21,661	17	658	10,071	4,462	1,011	5,442
62	17,854	33	754	7,531	4,466	529	4,541

第3編 種豚登録事業

年度	総頭数	ヨークシャー	バークシャー	ランドレース	大ヨークシャー	ハンプシャー	デュロック
63	16,268	33	867	7,202	3,806	322	4,038
平1	14,152	10	732	6,454	3,055	379	3,522
2	10,998	16	666	4,915	2,588	268	2,545
3	10,545	10	532	4,716	2,337	243	2,707
4	11,032	9	498	4,977	2,788	280	2,480
5	10,142	9	308	4,832	2,561	166	2,266
6	8,786	18	484	3,652	2,438	146	2,048
7	9,512	7	660	3,984	2,725	91	2,045
8	10,214	14	604	4,596	2,734	73	2,193
9	9,861	12	651	4,252	2,953	72	1,921
10	9,754	20	658	4,641	2,745	26	1,664
11	9,544	15	1,050	3,809	2,879	24	1,767

(社)日本種豚登録協会資料による。

5年の昭和27年度に約20,000頭、10年後の昭和32年度に約30,000頭に達し、昭和37年度には最高頭数の68,250頭を記録したが、その後減少の一途を辿り、平成年代に入ってから14,000頭以下となっている。

このような純粋種豚の登録総頭数減少の主因には雑種利用の急増が影響しているものと思われる。すなわち、現在肉豚生産に最も普通に用いられている三元交雑(交配)用の母豚(F₁)は、LW(ランドレース雌×大ヨークシャー雄)またはWL(大ヨークシャー雌×ランドレース雄)であり、これに止め雄としてデュロック(D)を交配したLW・DまたはWL・Dが肥育素豚として肉豚生産に用いられているが、近年の種豚登録総頭数減少の中でこの3品種の登録頭数が多いことはこの間の実情を物語っているものと推察される。

(2) 繁殖登録: 符号は「繁殖」

繁殖登録は、種豚登録豚で次の各号のいずれかに該当するものについてこれを行う。

- ① 雌豚については別に定める種雌豚産子検定規程により、本会の検定委員の検定を受けこれに合格したもの
- ② 雄豚についてはその種付けにより3頭以上の異なった雌豚より生産された子豚中に5頭以上の繁殖登録豚を有するもの

(註): 上記①の種雌豚産子検定規程は、平成6年一部改正が行われた。改正前及び改正後(現行)の規程の内容については「第5編 わが国における豚の繁殖能力検定」において詳述する。

(3) 産肉登録: 符号は「産肉」

産肉登録は、種豚登録豚で本会が別に定める後代検定実施方法、直接検定実施方法、併用検定実施方法もしくは現場直接検定実施方法又は国が定める豚産肉能力直接検定実施基準もしくは

は併用検定実施基準による検定を受け、その検定成績が当該検定成績判定基準に合格したのものについてこれを行う。

(註)：産肉能力検定の実施方法ならびに成績判定基準等の詳細については「第6編 わが国における豚の産肉能力検定」参照のこと。

次に表 3.3 に繁殖登録および産肉登録の年度別、品種別登録頭数を示した。

3) 子豚登記：符号は「子」

子豚登記は、次の各号に該当するものであって本会の検査員の検査を受け、これに合格したものについて本会支部（以下支部と称し、委託団体を含む）がこれを行うこととなっている。

1. 次の各項のいずれかに該当するもの。

- (1) 種豚登録豚の間に生産された子豚
- (2) 種豚登録豚と本会の適当と認める外国登録団体（前出）において血統登録をした雄豚との間に生産された子豚
- (3) 種豚登録豚と本会が別に定める予備登録規定による予備登録豚（以下予備登録豚という）の間に生産された子豚
- (4) 予備登録豚の間に生産された子豚

2. 次の各項のいずれかに該当するもの

- (1) 離乳前のもの
- (2) 離乳前に別に定める基準による耳刻又は入墨が行われ、血統の確認ができるものであって生後 60 日以内のもの
- (3) 人工授乳又は異母授乳による場合は繁殖者が事前に支部へその旨届け出て血統の確認を受けたもの

3. その品種の形質特徴を備え、発育良好かつ外観正常で、乳頭数 12 個以上を有しその配列が正しく、毛並み良好のもの

4. 同腹生産子豚 6 頭以上のもの

5. 同腹生産子豚 5 頭以下にあっては、本会会長が血統を保持する上から特に必要と認めたもの

次に最近（昭和 58 年度～平成 11 年度）における子豚登記の頭数を示すと表 3.4 のようで、昭和 62 年度以降総頭数は減少の傾向にあるが、品種別には大型種（ランドレース、デュロック、大ヨークシャー）は近年減少の傾向ながらほぼ一定数を維持し、パークシャーが漸増、ランプシャーが減少の傾向を示していることが注目される。

第3編 種豚登録事業

表 3.3 年度別、品種別の繁殖登録および産肉登録頭数

繁殖登録							
年度	総頭数	ヨークシャー	バークシャー	ランドレース	大ヨークシャー	ハンプシャー	デュロック
58	4,522	1	55	2,240	788	264	1,174
59	3,496	3	64	1,743	603	150	933
60	3,353	1	55	1,595	535	145	1,022
61	2,728	0	85	1,129	492	69	953
62	2,277	1	116	897	421	50	792
63	1,592	0	74	640	309	27	542
平成1	1,352	0	107	580	222	11	432
2	1,007	0	85	414	175	10	323
3	757	0	64	324	124	8	237
4	762	0	58	275	155	15	259
5	1,100	0	56	366	258	21	399
6	801	0	77	272	210	5	237
7	1,015	0	62	372	277	1	303
8	2,362	2	126	1,158	497	10	569
9	1,468	0	144	622	392	6	304
10	1,420	0	106	689	366	6	253
11	1,607	0	170	708	422	2	305

産肉登録							
年度	総頭数	ヨークシャー	バークシャー	ランドレース	大ヨークシャー	ハンプシャー	デュロック
58	1,140	1	10	575	224	62	268
59	772	0	15	479	182	39	207
60	704	1	10	310	166	28	189
61	574	0	27	232	117	11	187
62	476	0	19	188	94	12	163
63	414	0	22	179	77	2	134
平成1	302	0	22	130	43	5	102
2	262	0	16	45	28	8	165
3	198	0	26	46	26	4	96
4	120	0	11	34	20	0	55
5	101	0	23	21	12	1	44
6	112	0	12	27	12	0	61
7	140	0	13	33	16	2	76
8	240	0	32	54	28	3	123
9	292	0	33	67	46	5	141
10	323	0	35	94	66	2	126
11	337	0	38	83	71	2	143

(社)日本種豚登録協会資料による

第3編 種豚登録事業

表 3.4 年度別、品種別子豚登記頭数

年度	総頭数	ヨークシャー	パークシャー	ランドレース	大ヨークシャー	ハンブシャー	デュロック
58	148,468	175	1,850	60,252	30,659	8,986	46,546
59	138,631	116	1,513	54,424	30,178	7,024	45,376
60	119,903	55	1,687	44,964	26,106	5,234	41,857
61	104,181	96	2,450	34,919	25,471	3,799	37,446
62	89,856	79	3,224	28,779	21,491	2,425	33,858
63	81,036	84	3,210	25,555	18,257	1,993	31,937
平成 1	61,746	57	2,921	19,906	13,508	1,186	24,168
2	49,193	20	2,410	16,797	10,377	1,065	18,524
3	44,556	22	1,665	15,363	9,778	886	16,842
4	44,438	32	1,859	15,239	10,209	882	16,217
5	40,850	96	1,784	13,932	9,981	674	14,383
6	32,058	16	2,299	10,522	7,776	280	11,165
7	34,056	8	2,586	12,162	8,046	210	11,044
8	35,299	45	3,556	11,671	8,169	142	11,716
9	33,044	13	3,519	11,042	7,218	177	11,075
10	33,256	37	4,188	10,882	7,734	86	10,329
11	31,358	31	5,321	9,343	7,101	91	9,471

(社)日本種豚登録協会資料による

4) 種豚登録制度のしくみ

以上(社)日本種豚登録協会において現在(平成12年9月)実施されている登録(種豚登録, 繁殖登録, 産肉登録)および子豚登記の概要について記述したが, 全体としての種豚登録制度のしくみを図示すると図3.4のようである。この種豚登録制度のしくみは, 相互に入り組んでいて難解なところも多く, また登録開始以降幾たびも改正されて今日に至っている。その間の主要な経過は関連各章において説明する。

また図3.4をご覧いただくに際して,

- ① 種豚登録に必要な種豚登録審査基準
- ② 繁殖登録に必要な種雌豚産子検定の方法および検定基準等
- ③ 産肉登録に必要な産肉能力検定法(後代検定, 併用検定, 直接検定, 現場直接検定)の内容
- ④ 名誉種豚の選奨条件, 等については別章において記述する。

5) 登録又は子豚登記に関する手続きと取り扱い

登録又は子豚登記を受けようとする豚の所有者又は管理者は所要の書類を添えた申込書を, 登録にあっては本会本部(以下本部と称する)に, 子豚登記にあっては支部に提出するものとする。

子豚登記にあっては生後15日以内に種付け証明書又は人工授精証明書を添えた申込書を提出する。

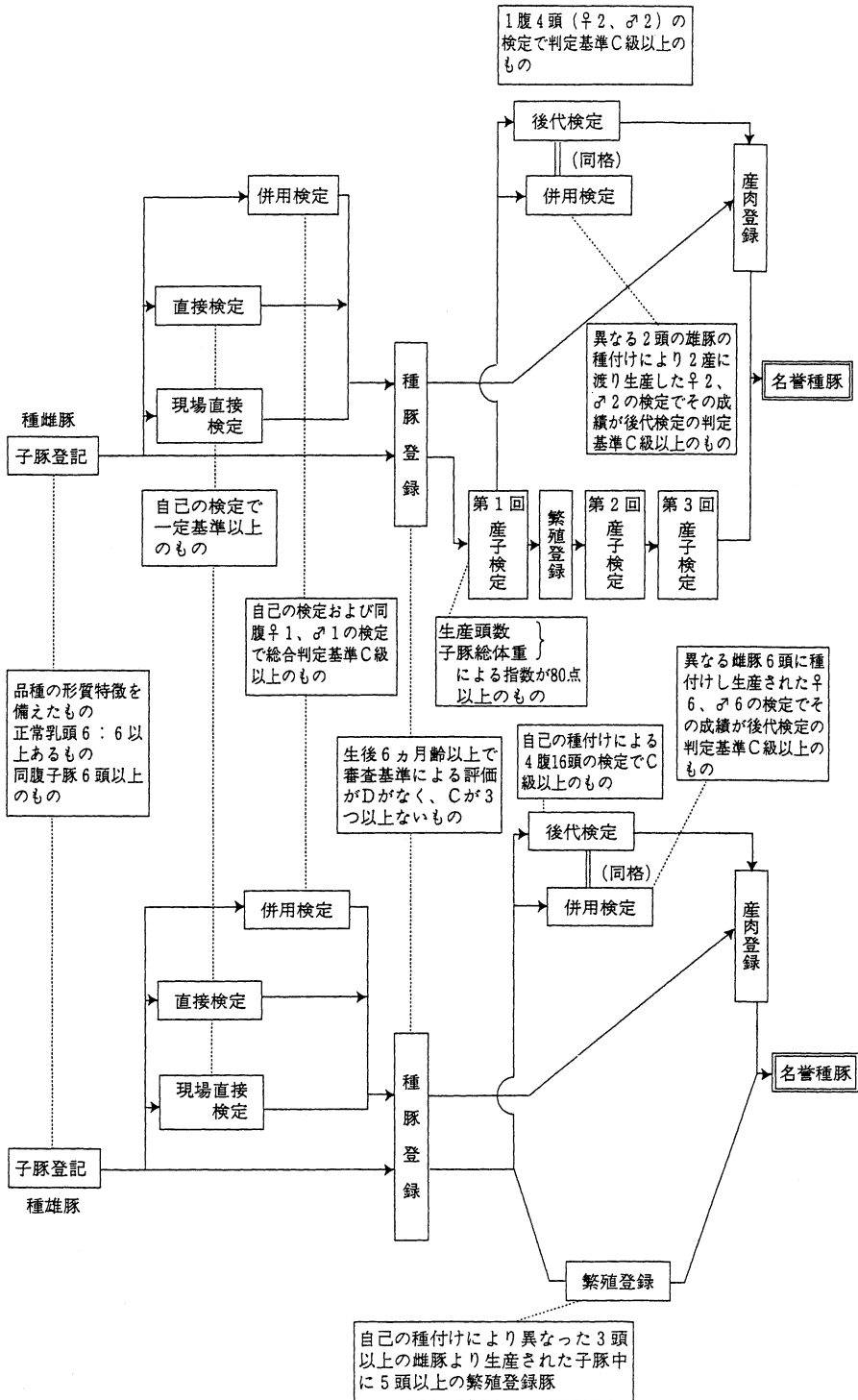


図 3.4 種豚登録制度のしくみ (現行) (社)日本種豚登録協会資料

本部が登録をしたとき及び支部が子豚登記をしたときは、種豚登録にあっては第1号ひな形の証明書、繁殖登録にあっては第2号ひな形の証明書、産肉登録にあっては第3号ひな形の証明書が発行される。子豚登記にあってはその左耳に第4号ひな形の耳標をつけ、併せて別記基準による耳刻もしくは入墨を行い第5号ひな形の証明書が発行される。

なお、登録豚又は子豚登記豚の所有権の移動、相続、証明書もしくは耳標の汚損、滅失、書き換え、再交付、登録豚又は登記豚の斃死、屠殺、殺処分、登録又は登記に関して虚偽又は不正の行為があると認めるときや錯誤を発見したときの取り扱い等について詳しく規定されているが、これらの取り扱い要領は登録開始以来ほぼ同様である。

なお、参考までに昭和年代および現行の種豚登録証明書、繁殖登録証明書、産肉登録証明書、子豚登記証明書、一代雑種雌豚血統証明書等のひな形を添付して記録に残したいと思う（図3.5、3.6）。

6) その他の登記および証明業務

（社）日本種豚登録協会は登録規程（制定 昭和23年10月4日）により、豚の登録（種豚登録、繁殖登録、産肉登録）および子豚登記（上述）を行っているほか、次の如き登記および証明業務を行っている。

（1）血統登記（規程制定：昭和38.4.1，最近改正 平成9.4.1）

次の各品種について血統登記を行っている。

1. ポーランド・チャイナ
2. ラージ・ブラック
3. チェスター・ホワイト
4. ブリティッシュ・サドルバック
5. スポットテッド
6. ウェルシュ
7. その他本会が適当と認める品種

血統登記の条件や手続き等は子豚登記とほぼ同様である。

（2）血統および能力証明（規程制定：昭和34.4.1，最近改正 平成9.4.1）

種豚の血統および能力を明らかにし、優良な系統を普及して改良増殖を図るため、本会の証明を受けた種豚につきこの規程によって血統および能力を証明し、証明書を発行する。

（3）一代雑種豚血統証明（規程制定：昭和54.4.1，最近改正 平成9.4.1）

一代雑種豚の血統証明は、優良でかつ能力の高い種豚の間に生産された一代雑種豚を活用し、より経済性の高い肉用素豚を生産するために行われる血統証明で、肉豚生産の主流が三元交雑、四元交雑となった昭和54年に制定された。その交配品種は次のとおりとなっている。

1. 雌豚 ヨークシャー、バークシャー、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー、デュロック
2. 雄豚 バークシャー、ハンプシャー、デュロック

種第 号
子第 号

大ヨークシャー種豚登録証明書

名号 _____
性 雄 昭和 年 月 日生

繁殖者 _____
所有者 _____

父 _____
種第 号 繁殖第 号 産肉第 号 第 号

母 _____
種第 号 繁殖第 号 産肉第 号 第 号

審査成績 合計得点 点
審査年月日 昭和 年 月 日

上記の通り登録したことを証明する
昭和 年 月 日

社団法人 日本種豚登録協会

移 動 証 明

年月日	所有者住所	氏名	証印
昭和 年 月 日			
昭和 年 月 日			

種豚登録証明書

繁殖第 号
種第 号

ランドレース繁殖登録証明書

名号 _____
性 雄 昭和 年 月 日生 得点 点

繁殖者 _____
所有者 _____

子豚の産子検定成績

母豚種第	子豚種第	性	産次	生産頭数	育成頭数	子豚体重	発育の齊度	得点

上記の通り登録したことを証明する
昭和 年 月 日

社団法人 日本種豚登録協会

繁殖登録証明書

産肉第 号
種第 号

デュロック産肉登録証明書

名号 _____
性 雌 昭和 年 月 日生 得点 点

繁殖者 _____
所有者 _____
交配種雌豚 名 号 _____

種第 号 昭和 年 月 日生 得点 点

検定実施 昭和 年 検定
場 所 名 _____

産肉能力後代検定成績

種第	産肉第	ハム	ベーコン	豚肉	豚骨	総合得点

上記の通り登録したことを証明する
昭和 年 月 日

社団法人 日本種豚登録協会

産肉登録証明書

耳標No. _____

右 左

一代雑種雌豚血統証明書

名号 _____ 昭和 年 月 日生

繁殖者 _____
所有者 _____

父() _____
種第 号 繁殖第 号 第 号
産肉第 号

母() _____
種第 号 繁殖第 号 第 号
産肉第 号

同腹子豚数 証明数
頭 頭 計 頭 頭 乳頭数(右) 検査年月日 昭和 年 月 日
頭 頭 計 頭 頭 乳頭数(左) 検査員
産次 産

上記のとおり証明する
昭和 年 月 日

社団法人 日本種豚登録協会

実施団体名 _____

移動 移動年月日 住 所 氏 名 証印
年 月 日

一代雑種雌豚血統証明書

図 3.5 (社)日本種豚登録協会発行の証明書の例 (昭和年代のもの)